

＜交通安全テスト＞

平成26年6月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車に乗る前に、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする必要がある。【○】

A : ● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2自転車の点検 (抜粋)

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは緩み過ぎてないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材はついているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

＜指導のポイント＞

- ① ハンドルは前輪と直角に固定されているか
- ② ライトは明るくつくか
- ③ ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
- ④ タイヤは十分に空気が入っているか、また、すり減っていないか
- ⑤ ベル (警音器) は、よく鳴るか
- ⑥ サドルは固定されているか、また、またがったとき両足先が地面に着く程度に調節されているか

の順番で自転車の点検を行ってください。

また、ブレーキが故障している自転車に乗る事は大変危険ですし、違反にもなります。

② 道路の向こう側に早く横断するために、道路を斜めに横断してもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通方法に関する教則第3章第2節2 走行上の注意(3)

横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れた時に渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。

<指導のポイント>

自転車は、道路を横断しようとするときは、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

道路を斜めに横断すると、危険な道路にいる時間が長くなってしまいます。

道路を横断するときは、少し遠回りになっても安全な横断施設を利用しましょう。

③ 歩行者が横断歩道を渡っていたので、自転車から降りて、押して渡った。【○】

A : ● 交通の方法に関する教則第3章第2節1 自転車が通るところ(抜粋)

(5) 横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

横断歩道に歩行者がいる場合、歩行者の間をすり抜けて自転車で走るようなことはしてはいけません。自転車から降りて、歩行者と同じように歩いて渡りましょう。

また、横断歩道に歩行者がいないときは、自転車に乗ったまま横断歩道を通行することができます。しかし、歩行者優先で、歩行者に優しい気持ちで、いつでも止まれるスピードで自転車に乗りましょう。

④ 「自転車歩道通行可」の歩道を自転車で走行中、歩行者が多かったので一時停止した。【○】

A : ● 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人



の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。



ただし、通行している、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節走行上の注意（抜粋）

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなく、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができ、みるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなければいけません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

⑤ 雨の日に傘をさして自転車を運転してはいけないが、罰則は決められていない。【×】

A : ● 大阪府道路交通規則第13条第2号（運転者の遵守事項）

かさをさし、物がかつぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

<指導のポイント>

罰則は5万円以下の罰金と定められています。

たとえ透明な傘であっても違反になります。

自転車はタイヤが2本のバランスの乗り物です。傘をさしての運転は片手運転となり、大変危険です。

雨の日に自転車を運転する場合はカッパを着用して下さい。